

平成二十三年 第九回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十三年九月三十日(金) 午後三時

二 閉会日時 平成二十三年九月三十日(金) 午後四時五分

三 会議開催の場所 教育研修センター五階 大研修室

四 出席委員

柳谷 章二
鎌田 慎也
西村 惠美子
平出 道雄
月永 良彦
土田 美貴

五 欠席委員

六 事務局出席職員

教育部長	小野寺 晃	文化スポーツ振興課長	加藤 文男
理事	板垣 肇	中央市民センター館長	齋藤 実
教育次長	金澤 保	文化財課長	吉田 亘
教育次長	成田 一二三	市民図書館長	今田 牧彦
浪岡教育事務所長	和田 比呂志	学務課長	山谷 尚史
参事社会教育課長事務取扱	館田 一弥	学校給食課長	本間 昭彦
学習環境調整監	塩崎 章悦	指導課長	伴間 孝彦
総務課長	岸田 耕司	浪岡教育事務所教育課長	鳴海 雄大

七 会議に付議された案件

(一) 議事

議案第三十一号 通学区域再編について

議案第三十二号 青森市民図書館協議会委員の任命について
議案第三十三号 教育委員会事務局の人事異動について

(二) 報告

- (一) 平成二十三年第三回青森市議会定例会の質問概要について
- (二) 青森市教育委員会災害対応マニュアルの改訂について
- (三) 平成二十三年全国高等学校総合体育大会について
- (四) 財団法人青森市文化スポーツ振興公社における懲戒処分について
- (五) 青森市民室内プール天井部材落下に伴う休館について
- (六) コバケンとその仲間たちオーケストラ2023もおもりの開催について
- (七) 市民センター管理運営業務における不適切な支出について
- (八) 青森市民図書館電算システム機器の更新について
- (九) 市内中学校における器物損壊等事件について
- (十) 青森市小学校給食センター等整備運営事業のスケジュールについて
- (十一) 新城中学校における問題行動の概要と今後の対応について
- (十二) 平成二十四年度中学校武道必修化に係る学校支援について
- (十三) 平成二十四年度以降の全国学力・学習状況調査について

八 会議録署名委員

鎌田 慎也
月永 良彦

九 会議の概要

午後三時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項八のとおり指名する。
議案第三十三号について、非公開の会議とすることを決定し、審議を行い、原案のとおり決定する。
議案第三十一号および第三十二号について審議を行い、原案のとおり決定する。
事務局から十三件の報告をし、平成二十三年度第十回定例会の日程調整をした後、非公開の会議により議案第三十三号を審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

十 会議の状況

委員長

それでは議事に入ります。
議案第三十一号「通学区区域編成について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第三十一号 通学区区域再編について御説明申し上げます。

本議案は、栄山小学校の複式学級を解消し、教育環境の充実を図るため、平成二十四年四月から栄山小学校と泉川小学校を統合することについて、御審議いただきたく提案するものでございます。

教育委員会では、平成二十年四月に策定いたしました「通学区区域再編による教育環境の充実に関する基本計画」、これに基づきまして、通学区区域再編の取り組みを進めております。その中でも、複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象とし、保護者や地域の皆様と、話し合いの持ち方や進め方などについて御相談しながら、適宜話し合いの場を設けて参りました。

お手元の配布資料一をご覧ください。

今回提案しております栄山小学校につきましては、配布資料一にございますとおり、保護者や地域の皆様の御理解をいただくため、PTAや町会役員との話し合い、栄山小学校区全体を対象とした地域説明会、さらには泉川小学校関係者への通学区区域再編の取組状況報告会を平成二十年七月九日から本年九月十二日まで計十回にわたり開催しており、またその間に三回にわたり通学区区域再編に係るアンケート調査も行って参りました。

これらの話し合いの中で、保護者の皆様からは、「子どものことを考えると、早いうちから集団生活に慣れさせたい。」「今後さらに児童が減っていくことであるいろいろな活動に制約を受けることになるので、出来るだけ早い時期に統合したい。」「という御意見を多くいただいております。また、平成二十二年十月に栄山小学校PTAが行った通学区区域再編に係るアンケートでは、九割以上の方が「周辺校への統合に賛成」、八割以上の方が「統合先として望ましい学校は泉川小学校」、八割以上の方が「統合時期として望ましい年度は平成二十四年度」との回答をいただいております。

また、地域の皆様の御意見を伺うため、栄山小学校区全世帯へ御案内したうえで、平成二十三年六月三日に開催いたしました地域説明会では、地域の総意として「統合に賛成である。」「栄山小学校の統合については当事者である保護者の皆様にお任せする。」「との御意見をいただきました。

このような状況を踏まえ、教育委員会といたしまして、これまで話し合いの中でいただいた御意見に基づき、資料二の「栄山小学校の通学区区域再編案（たたき台）」を作成いたしました。

その内容につきましては、「再編の方法や時期、使用する学校施設などの再編案」と、「学校教育活動に応じた安全安心なスクールバスの運行などの通学支援、放課後の子ども居場所の確保」及び「事前交流の実施や再編後の教育相談体制の強化」など再編に伴う環境変化への支援を盛り込んだ再編に伴う支援策等が、基本的な内容となっております。

このたたき台を元に、去る七月十三日に栄山小学校児童の保護者を対象に開催した話し合いにおいて、再編手法は栄山小学校と泉川小学校の統合、再編時期は平成二十四年四月、使用する学校施設は泉川小学校、など基本的な内容について総意が得られましたことから、今後話し合いを行い、御意見をお聞きしながら調整を行っていくこととしております。

事務局といたしましては、複式学級の解消による多様な学びの機会を確保することにより、子どもたちの秘めた可能性を可能な限り引き出し、生きる力を育む教育環境のさらなる充実を図るべく、これまでの話し合いの経緯を踏まえ、平成二十四年四月からの栄山小学校と泉川小学校の統合に向けた取り組みを進めて参りたいと考えております。

なお、平成二十四年四月の統合に向けて取り組みを進めることにつきましては、町会や学校を通じて、毎戸に周知しておりますとともに、受け入れ先となる泉川小学校のPTA並びに泉川小学校区内の町会長の皆様に対しても、これまでの取組状況を報告し、平成二十四年四月からの統合に御理解をいただいているところでございます。今後におきましては、児童の不安と精神的負担を軽減するため、事前交流に向けた取り組みを速やかに実施し、平成二十三年第四回市議会定例会へ両校の統合に係る条例改正案を提出いたしますとともに、両校の保護者や地域の皆様、学校と連携しながら、子どもたちが新しい環境にスムーズになじめるよう、学校活動に応じた通学支援や再編後の教育相談体制など、再編に伴う環境変化への支援について話し合いを重ね、御理解をいただきながら取り組みを進めて参りたいと考えております。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。
以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

西村委員

今、説明いただきました経緯からして、地域の保護者の皆様の成果と判断してもよろしいのではないかと思います。今後はこれからの環境づくりについて、より一層話し合いを進めて、スムーズにしていければと思います。

委員長

その他、御意見はありませんでしょうか。

月永委員

来年四月からということ、両校がこれからいろいろな話し合いをしながら交流を深めていくわけですが、子どもたちの精神的な不安を取り除くよう、私たちも努めていきますのでよろしく願います。

委員長

その他、御意見、御質問はございませんでしょうか。
ないようであれば、議案第三十一号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長

次に、議案第三十二号「青森市民図書館協議会委員の任命について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第三十二号 青森市民図書館協議会委員の任命につきまして、御説明申し上げます。

青森市民図書館条例第五条において、図書館法第十四条一項の規定に基づき設置しております青森市民図書館協議会の委員の任期が、九月三十日をもって満了となりますことから、後任者を任命しようとするため、御提案申し上げます。

青森市民図書館協議会は、図書館法において「図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」とされており、委員につきましては、「学校教育関係者」、「社会教育関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行なう者」並びに「学識経験のある者」の区分ごとに教育委員会が任命しております。

また、文部科学省が定める「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」には、「図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分反映した図書館運営がなされるよう努めるものとする」、「図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ多様な人材の参画を得るよう努めるものとする」と定められておりますことから、委員の定数十名のうち、四名を公募いたしましたところ、五名の応募がございました。

市民図書館で定めている「附属機関等の公募委員の選考基準」に従い、審査員による書類選考を行った結果、四名が選考され、公募委員候補者となっております。

このたび、御提案申し上げます委員候補者につきましては、議案にあります候補者名簿のとおりでございますが、

公募による委員候補者四名、非公募による委員候補者六名、合わせて十名のうち、四名の方が新任で、六名の方が再任となっております。

任期につきましては、平成二十三年十月一日から平成二十五年九月三十日までの二年間となっております。以上、よろしく御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 ないようであれば、議案第三十二号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

(二) 報 告

委員長 それでは、報告事項に入ります。本日の報告事項は十三件となっております。

はじめに、(一)「平成二十三年第三回青森市議会定例会の質問概要について」事務局から報告をお願いいたします。

総務課長から説明

平成二十三年第三回青森市議会定例会の質問概要について、御報告申し上げます。

第三回青森市議会定例会は、去る八月三十一日に開会し、九月二十八日に閉会したところであります。

教育委員会に対する、一般質問及び予算・決算特別委員会での質問内容につきましては、お手元に配布しております資料のとおりでございます。

一般質問につきましては、十一名の議員から二十六項目、決算特別委員会につきましては、四名の委員から九項目、予算特別委員会につきましては、七名の委員から十五項目の質問がそれぞれございました。

これらの答弁書につきましては、委員の皆様にも既にお配りしておりますが、いずれの質問に対する答弁につきましても、御理解いただけたものと考えております。

以上でございます。

委員長 ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長

それでは私から、今回の議会に出席して、ひとつふたつ感じたことをコメントさせていただきたいと思っております。ひとつは、旧青年の家の件ですが、市長が中田議員の質問に、この旧青年の家の取得の意義について強い熱意でお話なさっていました。私として、半年前の震災のことも踏まえて慎重にという発言をしたわけですが、私は市長のこの政策に対する思い入れを、答弁を聞きながら理解させていただきました。

それから第二点目は、教育委員会に直接的なテーマではないのですが、ここ数日随分ヤード跡地の件が議論となっておりますが、私は教育委員として、この議論に私の意見を少し述べたいと感じた次第です。といいますのは、あの土地を防災専門ですとか、住宅への議論もありますが、私は従来から、旧青年の家もそうなのですが、青森は緑の文化というものをひとつ「文化づくり運動」の一環として大事な行政政策として認識しておりますので、その観点からすると、ヤード跡地などはぜひ「緑の交流拠点」という位置づけで、以前の答申されている経緯を踏まえて、私はこのようなコンセプトで捉えた活用の仕方があるのではないかと思っております。

また、それらの延長上で私は個人的に、例えば森林博物館ですとか第五連隊の旧兵舎ですとか、ないしは棟方志功版画館ですとか、いろいろなグリーンとか緑とか木とかそのようなものに関連する人文的な文化施設をあそこに持っていくながらいわゆる青森市のヘソといいますが、まさに青い森の青森らしいもっとも特徴的な文化をここから発信していく形にしたらよいのではないかと思っております。

そういう点など、今回は防災ということでいろいろな議論などなされた訳ですが、いずれどのような議論になるのか、進め方になるのかわかりませんが、ぜひ教育委員として青森市の文化づくりの発信基地という位置づけもあってもいいなと思いましたが、所見を述べさせていただきました。

委員長

その他、御意見はございませんでしょうか。

委員長

なければ次に移ります。(二)「青森市教育委員会災害対応マニュアルの改訂について」事務局から報告をお願いします。

総務課長から説明

青森市教育委員会災害対応マニュアルの見直しについて、御報告申し上げます。

「青森市教育委員会災害対応マニュアル」は、青森市全体の防災計画である「青森市地域防災計画」を受け、地震、風水害等における教育委員会と学校の連絡体制についての対応手順を定めたものであります。

東日本大震災の際におきまして、本マニュアルをもとに、対応したところでありましたが、今回の災害では、地震に加え全市的な停電といった条件も重なり、連絡体制等の課題があったことを踏まえ、今回の見直しに至ったものであります。

見直しに当たりましては、各学校に加え、教育委員会で所管する施設、教育委員会事務局内の各課の意見等を踏まえ、現在、検討を進めている市全体に係る事項を除き、現時点において、教育委員会として早急に改善が必要なものについて、見直しを図ったものであります。

マニュアルでは、「資料二」、「資料三」で構成されていますが、その主な改正点について、「資料一」でまとめております。

資料一、A4横の「東日本大震災を踏まえた青森市教育委員会災害対応マニュアルの見直し」を御覧ください。

左側が改訂前のマニュアルのポイントの抜粋、中央が三・一一における課題等、右側が課題等を踏まえた改訂後のマニュアルのポイントとなっております。

「一、初動体制」を御覧ください。

改訂前のマニュアルでは、勤務時間外の場合、震度四では市職員の三割、教職員の管理職、震度五弱以上では、市職員の五割、教職員の管理職が出勤するよう定めておりました。

課題としては、学校・施設の管理者と職員の連絡の困難性で、青森市が震度四でも、停電、燃料不足などの二次的な被害が発生したところであります。

このことから、改定後のマニュアルにおきましては、震度四では、市職員の七割、教職員の二丁三割、震度五弱では、市職員及び教職員の全職員、学校以外の施設においても同様の対応とし、参集も含め体制を強化することといたしました。

次に、「一、児童の保護」を御覧ください。

改訂前のマニュアルでは、震度五弱以上の地震では、児童の一時あずかりや、保護者引渡し等は、学校の判断で対応しておりました。また、学校以外の施設はマニュアルの対象外としておりましたが、課題としては、学校と保護者の連絡が困難であることや、被災地では帰宅後に津波にあう児童・生徒がいたことを踏まえ、改訂後のマニュアルにおきましては、震度五弱以上の地震では、保護者引渡し、学校以外の施設につきましても学校と同様に対応することとし、災害時に子どもたちを守るといふ点で、対応策を強化いたしました。

なお、ここには記載しておりませんが、改定後のマニュアルの中では、陸奥湾に大津波警報が発令された場合のほか、停電・断水・ガス漏れなど、児童が帰宅途中や帰宅後の安全が確保できない場合についても、保護者引渡しを基本としております。

次に、「三、避難者の受入」を御覧ください。

改訂前のマニュアルでは、避難所開設前の避難者の受け入れにつきましては、マニュアルにおいて定めていない状況でありましたが、避難所を開設していない学校で、避難者の受け入れを拒否してしまつた事例があつたことを踏まえ、各学校・各施設のマニュアルの見直しに際しましては、避難所開設前においても避難者を受け入れするよう指示いたしました。

最後に「四、災害に向けた備え」を御覧ください。

改訂前のマニュアルでは主に、年一回学校と教育委員会の通報訓練を実施し、災害時における被害情報等の収集に際して備えて参りました。課題といたしましては、学校以外の施設におきましても避難所が開設されたこと、学校の備蓄倉庫までの除雪が未実施であったこと、備蓄倉庫の物資を学校の職員が把握していない、という状況があったことを踏まえ、改訂後におきましては、年一回学校に加え各施設と教育委員会の通報訓練を実施することとし、備蓄倉庫の関係では、備蓄倉庫までの除雪を学校に指示するとともに、災害担当部局の物資点検の際、学校が立ち会うこととしました。

以上の見直し等を教育委員会のマニュアルに反映したものが、資料二「青森市教育委員会災害対応マニュアル」となっており、加えて、各学校・各施設におけるマニュアルに反映すべきポイントを整理したものが、資料三「学校災害マニュアルの見直しにあたってのポイント」でございます。

なお、このマニュアルについても今後、必要に応じ随時見直しを図りつつ、マニュアルの高度化を図って参りたいと考えております。
以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員

このマニュアルは、御説明があったように随時必要があれば見直しをしていくことが必要だと思えます。

今回の震災をみても被災地で被害の差があったり、状況の違いがあったりすることを思うと、子どもを守るといふ大きな視点にたつて、これは他の部署との連携とか、マニュアルの共有とか具体的なものも伴いますが、そういったことを日常的に把握していただきたいと思えます。そういったことが起こったときにマニュアルがどうであったかではなく、全庁的に共有できるものは共有して、まずは安全を確保するといった体制をもっていたいただきたいと思えます。

委員長

その他、御意見・御質問はございませんでしょうか。

委員長

なければ、(三)「平成二十三年全国高等学校総合体育大会について」事務局から報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長から説明

平成二十三年全国高等学校総合体育大会の結果について御報告申し上げます。

委員の皆様へ御案内のとおり、全国高等学校総合体育大会では、七月二十八日の総合開会式を皮切りに、ソフトテニス、新体操、登山、卓球、テニスの五競技種目が新青森県総合運動公園を中心に開催されました。八月十六日

のテニス競技までの大会期間中を通じ、全国トップレベルの熱戦が繰り広げられ、多くの観客の皆様は御観戦いただいたところでございます。大会期間中、大きな事故などもなく全ての日程を終了しております。大会の実績といたしましては、約四千五百人の選手・監督が参加し、約七万四千人以上の観客の皆さまに御来場いただいております。

地元勢の成績につきましては、新体操競技では、男子団体で青森山田高校が準優勝、男子個人でも青森山田高校が準優勝と三位、卓球競技では男子ダブルスで青森山田高校が準優勝と三位、男子学校対抗では青森山田高校が七年連続優勝、女子学校対抗では青森山田高校が二年連続優勝、男子シングルス及び女子シングルスでは青森山田高校が優勝を果たしたほか、バトミントン競技では女子学校対抗で青森山田高校が優勝、男子ダブルスでは東奥学園高校が三位、女子ダブルスでは青森山田高校が優勝、女子シングルスでは青森山田高校が二位と大活躍しております。

また、惜しくも上位入賞には結びつかなかったものの、会場では地元選手の活躍に大きな声援が寄せられておりました。

本大会は、地元の高校生が、大会の成功を積極的に支える活動を行う「高校生一人一役活動」により、選手のおもてなしや、環境美化、会場設営など大会運営の様々な場面で、高校生の皆様に御協力いただきました。全国各地から訪れる選手との交流も活発に行われ、高校生のよき思い出の一ページとして刻まれたものと確信しております。委員の皆様には、これまで大会の開催につきまして御協力いただき、誠にありがとうございます。この場をお借りして感謝申し上げます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

月永委員

今回の全国大会、本当に立派なものであったと印象を受けております。

総合開会式もさることながら、私も何ヶ所かの開会式や閉会式に参列させていただきましたのですが、特に高校生の「一人一役運動」という下支えがあつて、いろいろな競技が順調に進んだのだという印象を受け、また、観客や役員の人たちも素晴らしいという評価を受けております。本当によかったと思っております。本市でもこれに対応しながら、いろいろな準備等をしたわけですが、この経験を活かしながら、またいろいろな大会を目指していけばよいのではないかと思っております。

委員長

その他、御意見・御質問はございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。

(四)「財団法人青森市文化スポーツ振興公社における懲戒処分について」事務局から報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長から説明

財産法人文化スポーツ振興公社における懲戒処分について御説明いたします。

委員の皆様には、六月二十九日の本定例会において、青森市スポーツ広場における平成二十三年五月二十日分の施設使用料相当額の保管金の紛失について御報告申し上げたところでございますが、その後、同公社では、この保管金の紛失を重く受け止め、理事長の指示により、常務理事を委員長とした計七名で構成される、同公社職員懲戒等審査委員会を開催し、これまで三回にわたり本事案についての職員の懲戒処分を慎重に検討してきたこととさせていただきます。

その結果、監督者としての過怠があったものと判断し、同公社就業規則第二十八条第四項に基づき、八月二十五日付けで、施設運営グループ監督者職員一名を給与月額額の十分の一の額を一月減ずる懲戒処分を行い、同日、同公社ホームページに掲載したとあります。

教育委員会といたしましても、同公社においてこのような処分がなされることとなった経緯を重く受け止め、今後とも同公社の指導及び監督の強化に努めてまいります。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。

(五)「青森市民室内プール天井部材落下に伴う休館について」事務局から報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長から説明

青森市民室内プール天井部材落下に伴う同施設の臨時休館措置について御報告申し上げます。

去る九月二十一日午前十一時頃、青森市民室内プールの指定管理者である財団法人青森市文化スポーツ振興公社より施設内の天井部材の一部が剥離し、メインプールの水中に落下しているのが発見されたとの報告がありました。発見に至る経緯でございますが、当日午前九時に同公社職員が館内の始業前点検を行った際には、天井部分については双眼鏡を用いて目視による確認を行ったものの、特段の異常は認められず、その後十時四十分頃、同公社主催の「親と子の水泳教室」に参加していた利用者の方から、通報により判明したとのことであり、このことから、剥離落下はその間の時間帯に発生したものと考えております。

落下した破片は、メインプール五コースのスタート側から五メートル付近で発見され、大きさは約十四センチメートル×約七センチメートル、厚さ約一ミリメートルから五ミリメートルでありましたが、幸いにして、けが人等の人的な被害はございませんでした。

委員長

この報告を受けまして、教育委員会では、速やかに現地確認を行うとともに、同公社に対し、安全性の確保がなされるまでの間、施設を臨時休館とするよう指示したところであり、その時点で御利用いただいていた皆様方には、事情を説明の上、御了承をいただいたほか、プール正面入口へのお知らせの掲示、利用予約されていた団体への電話での御連絡、市政記者会各社に対する休館措置にかかる記事掲載依頼、更には、市ホームページ、公社ホームページへの休館措置の掲載など、可能な限りの周知に努めたところであります。

なお、現時点では、具体的な再開時期等については、確定していない状況にあり、利用者の皆さまには、当分の間、御不便をおかけすることになりますが、利用者の安全確保を第一義に、調査の状況や対応の進捗状況を随時御報告申し上げますながら、万全な対策を講じ、早期の再開に努めてまいりますので、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。

(六)「コバケンとその仲間たちオーケストラ2022」あもりの開催について「事務局から報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長から説明

「コバケンとその仲間たちオーケストラ2022」あもり」の開催について御報告申し上げます。

教育委員会では、本市の文化振興と福祉増進に寄与するため、関係者の協力のもと、コバケンとその仲間たちオーケストラ2022「あもり実行委員会を組織し、音楽を通じてノーマライゼーションの普及啓発や地域の音楽文化の振興を目的に「コバケンとその仲間たちオーケストラ」あもり」を開催することとし、これまで鋭意準備を進めてきたところであります。

「コバケンとその仲間たちオーケストラ」は、日本を代表する世界的指揮者でございます小林研一郎氏が、二〇〇五年のスペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野の趣旨に賛同され、「知的障害のある人もない人も同じ空間と時を共有し、同じ喜びを享受することで、共に生きる社会を実現するための一助となる」ことを願い結成されたオーケストラであります。

このオーケストラは、プロ・アマ・年齢を問わず、活動趣旨に賛同する不特定多数の演奏家たちとそれを支えるスタッフによって構成され、二〇〇五年の長野県白馬村での開催にはじまり、以降、全国各地で開催され、今年は今新幹線新青森駅開業一周年記念として青森市で開催されることとなりました。

その具体的な内容につきましては、配布させていただきましたチラシにありますとおり、十一月二十七日午後二時から、青森市文化会館を会場に、障害のある方々を多数無料招待するとともに、小・中学生を対象としたリハー

サルの見学や、コンサートにおいては、青森山田中学高等学校吹奏楽研究会や青森県立青森南高等学校吹奏楽部の皆様に一部の演奏に参加していただき、次世代を担う青少年に世界的な指揮者のもとに音楽を創りあげる貴重な体験を提供することとしております。

現在、青森市文化会館や青森市民ホールなど七箇所チケットを取り扱っておりますので、委員の皆様におかれましては、この機会に是非「コバケンとその仲間たちオーケストラ2023」をおもりに、御鑑賞いただき、障害のある人もない人も同じ空間と時を共有し、素晴らしい音楽を楽しんでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ次に、(七)「市民センター管理運営業務における不適切な支出について」事務局から報告をお願いいたします。

中央市民センター館長から説明

油川市民センター管理運営協議会の不適切な支出の調査結果につきましては、去る七月二十八日開催の第七回青森市教育委員会定例会で御報告させていただいたところでございますが、今回の不適切な事案を受けて当該協議会への対応がまとまりましたことから、改めて本委員会に御報告させていただきます。

油川市民センターでの不適切な支出の調査結果の内容につきましては、お手元に配布しております資料のペーシ目に記載しておりますが、前回の教育委員会定例会で御説明した内容と同じものでございます。

教育委員会といたしましては、今回判明した時間外勤務手当及び勤務地内旅費の不適切な支出につきましては、「青森市油川市民センターの管理業務に関する協定書」に基づく厳正なる対応が必要であると考え、関係部局とも協議の上、その対応を検討して参りましたが、今回の不祥事は責任者の規範意識の欠如などにより発生したものであり、厳しくその責任が問われるべきものと思慮されるものの、一連の不適切事案において、利用者等の市民サービスに支障を与えるものでなかったこと、指定管理料の経理については、一部に不適切な執行があったもののそれ以外の施設使用許可、施設管理及び生涯学習支援事業等においては、担当業務員によって適切な運営がなされていることが確認されておりますことから、こうした状況を総合的に踏まえ、今回の事案は協定書第十三条に定める指定制の取消等の条項には該当しないと判断し、引き続き中央市民センターによる指導・監督のもと、青森市油川市民センター管理運営協議会による指定管理業務を継続していくこととしたところであります。

指定管理業務の継続に当たっては、再びこのような不祥事を生じさせないようするため、当該協議会に対して、平成二十三年八月三十日付けで改善指示を行ったところであり、

その内容につきましては、不適切な支出について返納を求めるとともに、「時間外勤務手当について、時間外

勤務を行う都度、時間外勤務命令簿に本人が記入した上で支給するなど適切な執行に改めること」、「服務規律や事務手続等に関する職員研修を強化するとともに、事務マニュアルや事務担当の見直しも含め、業務遂行体制の改善を行い、指定管理業務の適正かつ円滑な遂行を確保すること」というものであります。

この改善指示を受け、平成二十三年九月六日に当該協議会から不適切に支出された平成二十一年度分時間外勤務手当四万五千五百八十五円、平成二十二年分時間外勤務手当五万一千六百六十三円及び平成二十一年度分勤務地内旅費六千六百円、合計十万三千八百四十八円が市に返納されたほか、時間外勤務の適正な実施のため、「館長の命令のもと、あらかじめ本人に職務内容等を時間外勤務命令簿に記入させた上で、館長が承認するように改めること」、「適正な業務遂行の体制の確保に向けて、執行体制について、今回の不祥事の責任をとる形で、当該協議会の会長、副会長、油川市民センター館長が辞任し、新しい体制で法令等を遵守し、真摯に指定管理業務に取り組んでいくこと、事務マニュアルを見直し、職員研修を徹底していくことなどを内容とした改善計画が提出されたところであります。

教育委員会といたしましては、この改善計画が適切に遂行され、再び不祥事を起こすことのないよう中央市民センターによる指導・監督を強化し、年二回のモニタリング調査のほか、月一回程度業務遂行状況を確認するとともに、服務規律や事務執行に関する研修を実施しながら、指定管理者による適正かつ円滑な運営を図って参りたいと考えております。

なお、今回の事案に関する経緯や調査結果、再発防止に向けた改善策等につきまして報告書として取りまとめ、お手元に配布させていただいておりますので、よろしく願います。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ次に、(八)「青森市民図書館電算システム機器の更新について」事務局から報告をお願いいたします。

市民図書館長から説明

青森市民図書館電算システム機器の更新について、御報告申し上げます。

お手元に配布しております、システム機器の更新についての資料、並びに次のページにあります、システム構築イメージ図を御覧いただきたいと存じます。

まず、青森市民図書館電算システムを更新する目的でございますが、当該システムは蔵書約八十三万冊、登録利用者約十四万人のデータを管理し、市民図書館や配本所、移動図書館等での貸出業務・資料検索など図書館運営全般に関わるもので、現在のシステムは平成十七年度から稼動し、経年の劣化に加えて、構成機器の保守の対応切れが生じることから更新するものでございます。

次に、青森市民図書館電算システムの機能の向上につきましては、既存の図書館電算システムが持つ機能に加え、サービスの充実の観点から、インターネットによる新着情報や貸出ランキングの公開、複数の図書から早く利用できるものを予約するグループ予約、シリーズを順に読破する優先予約の受付等を整備します。

また、この効果的な運営のため、各市民センターや浪岡中央公民館にあります配本所に利用者が自由に検索できる端末を新たに新設いたします。

また、学校連携機能の強化の観点から、各校の目録情報提供による包括的な蔵書検索の実現、調べ物学習などで足りない情報を図書館データで補う機能、子どもたちが関連する簡易なキーワードで検索できる機能の実現、学校との図書活動情報の共有などの環境を整備します。

次に、青森市民図書館電算システム更新事業の事業者の決定につきましては、システム開発業務及びシステム機器の調達、更には向こう五年間のシステム運用業務について、システムの機能が最大限発揮できる環境を最も効率的に構築し、よりきめ細やかな運用保守が実現できるよう、経費を含めてこれらを一括して提案いただき、総合的に判断して同一事業者を選定するプロポーザル方式を用いております。

これにより、システムの開発と機器の導入にかかる経費については、開発業務委託が、三千八百四十七万五千八百八十五円、機器取得価格が、二千八百八十七万七千七百七十円、合計六千七百三十四万六千五百五十五円となっております。契約する事業者は、エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社東北支社となりました。

次に、新システムの稼動につきましては、本年十一月十一日金曜日とし、このため、データの移行やシステム稼動の確認等準備のため、十一月九日の定期休館日を挟む、十一月八日火曜日から十一月十日木曜日の三日間を臨時休館とすることを予定しております。

なお、これに関わる市民や利用者の皆さんへの周知につきましては、広報あおもりはもとより、図書館ホームページ、各報道機関への報道の要請や館内掲示などを用いて進めて参ります。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ次に、(九)「市内中学校における器物損壊等事件について」事務局から報告をお願いいたします。

学務課長から説明

市内中学校における器物損壊事件について御報告申し上げます。

委員の皆様におかれましては、既に新聞報道等により御承知のこととは存じますが、去る八月三十日火曜日午後九時頃から、翌三十一日水曜日午前七時十分頃にかけて、油川中学校において、校舎の窓ガラスが割られるという

事件がございました。

被害の状況につきましては、校舎南側一階にあります生徒会室の窓ガラスが一枚、同じ校舎の二階普通教室の窓ガラスが三枚の計四枚となっております。

窓に大小の穴が複数開いており、校舎内には、三丁四センチメートル大の小石が落ちていたことから、何者かの投石によるものかと思われます。

当該事件につきましては、八月三十一日、油川中学校校長から青森警察署に被害届が提出されております。

この事件を受けて、油川中学校では青森警察署及び警備会社に対して夜間の巡回を依頼するとともに、保護者等についても協力を依頼し、地域全体による学校の保安強化に努めているところであります。

教育委員会といたしましては、五月にも市内中学校において同様の事案がありましたことから、夜間等における同様の被害防止のため、生徒・保護者及び地域住民からの情報提供に加え、警察等の関係機関との連携を一層強化するよう努めてまいります。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ次に、(十)「青森市小学校給食センター等整備運営事業のスケジュールについて」事務局から報告をお願いいたします。

学校給食課長から説明

青森市小学校給食センター等整備運営事業のスケジュールについて御報告いたします。

本事業を進めるにあたりましては、これまで節目節目において、本定例会へ報告を行って参りましたが、事業の現在の状況と今後の主なスケジュール等について御報告申し上げます。

お手元に配布しております、青森市小学校給食センター等整備運営事業スケジュールという資料をご覧ください。青森市小学校給食センター等整備運営事業につきましては、PFI事業として、総合評価一般競争入札により事業者を選定することを前提に、昨年十一月十七日には本事業の概要を示した実施方針と、市が事業者要求するサービス水準を示した要求水準書を公表しております。

その後、本年五月十九日には「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆる「PFI法」に基づき、本事業を特定事業として選定し、本定例会に御報告申し上げ、翌五月二十日に開催の文教経済常任委員協議会におきまして、その内容について報告した後、公表いたしました。

この特定事業の選定を受け、六月一日付けで入札の公告を行ったほか、六月六日には民間事業者に対し「入札説

明書等に関する説明会」を実施するとともに、事業用地及び隣接する中学校給食センターの見学会を実施、八月八日には、六月二十三日までに寄せられた入札説明書等に関する質問に対しホームページにおいて一括して回答、八月十五日には入札参加表明書、入札参加資格審査申請書類を受付するなど、事業者の選定に向けた一連の手続きについて、順次実施しているところであります。

なお、入札参加表明書、入札参加資格審査申請書類につきましては、四つのグループから提案がありました。あらかじめ入札説明書の中に示している資格条件に基づき審査を行った結果、いずれのグループとも入札参加資格を有することが確認されましたことから、八月二十二日付けで各グループに対し、審査結果を通知したところであります。

今後のスケジュールといたしましては、本日九月三十日に八月三十日までに寄せられた二回目の質問に対する回答を行ったうえで、十月二十八日には入札書及び提案書を受付する予定となっております。

その後、青森市小学校給食センター等整備運営事業PFI事業者審査委員会により、最優秀提案が選定され、その結果が市長に報告されることとなります。

その結果を踏まえ、十二月中には市長が落札者を決定する運びとなります。

落札者の決定後は、市と落札者との間で、事業の詳細部分について、最終的な協議・調整を行ったうえで仮契約を締結し、平成二十四年第一回市議会定例会に提案することとしております。

この提案についての議会承認後、三月中に本契約を締結のうえ、平成二十四年度から設計及び建設工事を順次実施し、平成二十六年四月の供用開始を目指すこととしております。

以上でございますが、本事業につきましては今後とも今回と同様に必要に応じて本定例会への報告・説明を行いながら、事業の円滑な推進に努めてまいります。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ次に、(十一)「新城中学校における問題行動の概要と今後の対応について」事務局から報告をお願いいたします。

指導課長から説明

新城中学校における問題行動の概要と今後の方針について御報告いたします。

新城中学校では、五月中旬から一部の生徒による授業抜け出しや授業妨害、器物破損など生徒指導上の問題が頻繁に発生したことから、事務局としては校長に対し学校運営の改善を指示するとともに、六月の一ヶ月間、指導主事七名ほどを毎日学校へ派遣し、生徒及び教員の指導・支援にあたってきたところであります。

また、学校におきましても六月二十四日には二学年の保護者集会を、七月九日には全校保護者集会を持ち、現状

や取組状況を説明し、学校正常化に向けて保護者にも巡回等に協力を求め、六月末から一学期終了まで毎日二十名ほどの保護者が構内巡回に協力しているところであります。

学校では夏休み中に二学期以降の指導体制の見直しを図り、始業式から約束事の更なる徹底、登校時の玄関指導など保護者の協力を得ながら、全校体制で取り組んでいるところであります。

このような中、九月九日には臨時の全校保護者集会を開催し、今後の学校の取り組み、生徒の現状を説明したところであります。

児童生徒の健全育成を図るためには家庭や地域社会との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導の推進を図ることが重要であることから、事務局といたしましては保護者との連携をより一層強化するため、学校の現状と方向性を説明するための定期的な保護者集会の開催を指示するとともに、校内外の巡回等の計画・実施に関わる支援にも努めて参りたいと考えております。

さらに随時指導主事を学校訪問させ、生徒の指導にあたるほか、八月から一名の教員を加配し、更に十月からはもう一名の教員を加配し、指導体制の強化を図って参りたいと考えております。

今後におきましても、保護者や地域の方々の一層の理解と協力を仰ぎ、関係機関と協力しながら、毅然とした態度で一貫した指導に努めることで問題の早期解決を図り、生徒及び保護者からの信頼を取り戻すことができるよう、あらゆる場面で支援して参りたいと考えております。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

月永委員

新城中学校におきましては、一学期から相当心配をいたしました。その間に校長をはじめ、学校当局と何度も話し合いを重ね、そして保護者の協力を得、教育委員会の指導主事を派遣しながらその安定を図ってきたところでございます。この一ヶ月の間に私も指導課長、学務課長も学校訪問いたしました。その様子を伺いますと、大分落ち着いてきております。また、すべて問題が一掃した訳ではございませんが、先生と生徒の関係づくり、そして生徒と市の関係づくり、今後の子どもたちへの対処の仕方など、毅然とした態度に学校当局があるということ、非常にいい方向に向かっているなど思っています。ただ、今後も油断することなくさらに新城中学校には後援していきたいと考えております。

委員長

他に何かございませんでしょうか。

委員長

なければ次に移ります。(十二)「平成二十四年度中学校武道必修化に係る学校支援ついて」事務局から報告をお願いいたします。

指導課長から説明

平成二十四年度中学校武道必修化に係る学校支援について、御報告いたします。
中学校におきましては、平成二十四年度から新学習指導要領が全面实施となり、伝統や文化に関する教育の充実を図るため、第一学年及び第二学年において全ての生徒が武道を履修することになっております。
事務局といたしましては、武道の必修化に向け、教材の整備と指導者の指導力向上に向けた取り組みを進めていくところであります。

教材の整備につきましては、本市中学校二十校のうち十六校が剣道、四校が柔道を実施することから、剣道防具一式や竹刀、柔道着、畳等の整備を進めております。

また、武道の指導に当たる保健体育科担当教員に対しましては、本市教育委員会や県教育委員会が主催する武道に係る指導者講習会の実技研修への参加を通して、指導力の向上を図っております。

さらに、各学校が武道の授業を安全かつ円滑に実施するためには、教材の整備や保健体育科担当教員の指導力の向上と並行し、専門的な指導が可能な実技指導者の活用を図っていくことが有効であると考えております。

そこで、実技指導協力者を必要としている学校に対して指導者を推薦できるよう、実技指導が可能な外部人材を要する団体との連絡・調整を進め、平成二十四年四月から教員と外部人材との協力・連携による武道の授業の実施に向け、平成二十四年三月までに協定締結ができるよう準備を進めて参ります。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ次に、(十三)「平成二十四年度以降の全国学力・学習状況調査について」事務局から報告をお願いいたします。

指導課長から説明

平成二十四年度以降の全国学力・学習状況調査について、御報告いたします。

本調査につきましては、今年度、東日本大震災の影響等により中止となりましたが、事務局におきましては、本調査の問題冊子等を全小・中学校で利用できるよう手続きし、各校の確かな学力の定着に向けた取り組みの一助とするため、校長会や研修講座等を通して、活用するよう働きかけて参りました。

九月九日付けで、文部科学省初等中等教育局参事官付学力調査室から、平成二十四年度以降の本調査について通知がありました。

それによりますと、平成二十四年度につきましては、調査する教科は、国語、算数、数学に加え、新たに理科を

加えること、調査方法は平成二十二年度と同様、小学校第六学年と中学校第三学年を対象に、抽出による調査と希望利用による二通りであること、調査日は平成二十四年四月十七日火曜日であるとのことでした。

また、平成二十五年度につきましては、「子ども読書の日」との関連で、通例としている「四月二十日に一番近い火曜日」という調査日を変更し、平成二十五年四月二十四日水曜日とする予定であるとのことでした。

事務局におきましては、本調査の目的に大きな変更がないことからこれまで通り、一つには、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から国の教育施策の改善に寄与するため、二つには、学校における児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てるため、という理由から平成二十四年度以降も本調査に協力して参りたいと考えております。

文部科学省では、本調査の詳細について、今後被災地の状況等も踏まえて、年末までに最終的に判断し、実施要項を決定する予定であることから、事務局におきましては、各校に対し、本報告及び国からの今後の通知内容について周知を図ってまいります。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。

(一)

その他

委員長

その他、事務局から何かございませんでしょうか。

学務課長

今般、市内小学生が犠牲となった交通死亡事故がございましたので、今後の児童生徒の交通安全とあわせて報告させていただきます。

一昨日の九月二十八日、青森市立筒井南小学校の一年男子児童が、幸畑唐崎の県道青森田代十和田線において、幸畑方面から筒井方面に向かって走行していた軽自動車にはねられ、死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。

教育委員会事務局では、これまでも児童生徒の交通事故防止のため、各小・中学校長に対し指導の徹底を図るよう指導してまいりましたが、今回の事故を受け、改めて昨日二十九日、児童生徒の交通安全について通知したところであります。

その主な内容といたしましては、一つには、危険箇所について、保護者等の協力を得ながら再度確認すること、二つには、とび出し等は重大事故につながることを繰り返し指導すること、三点目は、自転車の安全な乗り方についての指導を徹底すること、などでございます。

今後も、学校と連携しながら、児童生徒の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故防止に努めてまいります。以上でございます。

委員長

ただいまの報告について、御意見、御質問等はありませんか。

委員長

その他、特になければ、次回の定例会の日程について、協議をお願いします。

総務課長

今回の定例会の開催につきましては、十月二十五日火曜日、午後三時から、場所については、当教育研修センター四階第二研修室で開催したいと思います。

委員長

委員の皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議ございませんので、今回は、十月二十五日火曜日といたします。

それでは、これより非公開の会議に入りたいと思います。

先ほど、議案第三十三号につきましては、非公開の会議にすることといたしましたので、青森市教育委員会会議規則第十五条第二項の規定に基づき、委員及び事務局職員のうち、教育部長、事務局理事、教育次長、浪岡教育事務所長、総務課長及び総務課職員を除き、その他職員、傍聴人、記者の皆様は退室をお願いいたします。

(別冊 非公開の会議参照)

委員長

以上を持ちまして、平成二十三年第九回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成二十三年九月三十日開催の平成二十三年第九回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十三年十月二十五日

書記

小豆畑 世津子

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十三年十月二十五日

署名委員

鎌田 慎也

署名委員

月永 良彦